

外国特許トピックス

2015年 1月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(担当 外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

2014年度米国特許庁における審査状況

米国特許庁より2014年度(会計年度:2013年10月~2014年9月)の公式年報が2014年11月13日付で発行されました。2014年度は審査係属期間の長期化に繋がることが多いRCE(Request for Continued Examination - 継続審査請求)案件の処理に力が注がれ、後述のように一部において良好な結果が出ております。以下、同年報の“特許の品質と適時性の最適化”の項、及び“統計”の項より2014年度の米国特許庁の出願、審査の状況等を取りまとめてご案内致します。

1. 特許出願、審査状況

特許出願・特許発行件数(過去5ヶ年推移 -含意匠特許 以下同)

	2014(暫定)	2013	2012	2011	2010
出願件数	618,330	601,464	565,566	537,171	510,060
特許発行件数	329,613	290,083	270,258	244,430	233,127

ファーストアクション(FOA)発行件数、および出願からFOA発行までの所要期間(平均月数)

	2014(暫定)	2013	2012	2011	2010
件数	606,693	622,779	568,659	530,693	473,536
特許庁設定目標	17.4	18.0	22.6	23.0	25.4
実績	18.4	18.2	21.9	28.0	25.7

最終処分(特許、放棄)件数、および出願から処分までの処理期間(平均月数)

	2014	2013	2012	2011	2010
件数	637,263	605,994	574,854	533,943	553,549
特許庁設定目標	26.7	30.1	34.7	34.5	34.8
実績	27.4	29.1	32.4	33.7	35.3

上記の通り、2014年度はファーストアクション(FOA)の発行件数は出願件数より少なく、FOA発行までの所要期間も前年の実績を下回るものとなりました。米国特許庁はこの原因について2014年度はRCE案件の積極的な処理に力を注いだことと、2014年度が欧米共同特許分類(CPC: Cooperative Patent Classification)への移行期間にあつたことによる負担増加により新規案件処理に影響が出たものだと述べています。年報ではむしろRCE案件の積極的な処理による残件の減少を評価しており、2013年にFOA待ちRCE案件の件数が一時110,000件にまで積み上がったものが、2014年度末時点では46,441件(2013年度末78,272件)と次年度以降に良い影響を与える数字となりました。また、最終処分件数については出願件数を上回り、出願から処分までの処理期間も27.4ヶ月と計画値を下回ったものの過去5年で最良の数字となり処理期間短縮の方向に変わりないことが見てとれます。

2. PPH(Patent Prosecution Highway - 特許審査ハイウェイ)の状況

PPHの利用件数は引き続き増加しており、運用開始以来の累積申請件数は2014年度末9月時点では約27,000件(内2014年度の申請受付は約7,200件)で、申請累積件数の対前年比では約37%の増加となっています。また、年報では以下の運用実績が述べられております。

- ・ PPH経由の場合の特許率は約77%で、米国特許庁の平均の特許率53%と比べ著しく高い。
- ・ 審判が請求される案件の比率が、米国特許庁の平均値3.0%に対し、PPH経由では1.1%であった。

米国特許庁は、PPHは特許庁、出願人双方にとってオフィスアクションの減少、費用削減、高い特許率と迅速な手続進行をもたらす良き分業システムとして評価し、2015年度以降PPHに関するフォーラムを開催してPPHの上手な使い方や利点についての情報を提供しながらPPHの利用増加を図って行くとしています。

以上